

交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

第42号 2013年8月20日 (年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

亡き息子の名誉のために、真実の裁きを求め、闘います ～バス運転手の言い逃れを放置する司法を問う～ 札幌市 佐々木 達也

2009年6月7日22時49分、北大病院から電話がありました。「息子さんが事故にあわれたので至急来て下さい」と。何のことか理解できない。とにかく妻と病院へ向かいました。

病院に着くと、救命治療室で医師に「即死でした。頭部を轢かれたことが死因です」と云われましたが、何のことなのか、他人ごとのようでした。

医師と看護師の背後に白いシーツを掛けられ横たわっていたのは慎之介でした。悔しかったでしょう。痛かったでしょう…。慎之介は涙を流して泣いていました。まだ温かい体を何度も何度もさすってやりました。そうすれば起き上がってくれると思ったからです。

※ 写真右は、在りし日の慎之介さん



慎之介は高校生の頃から私の店を手伝い、高校卒業後は道内のホテル、レストランを経て札幌市内のホテルに勤務しておりました。仕事熱心で、就業後も私の経営するレストランに料理の技術を勉強しに來たり、休日には私の恩師のレストランに研修に通っていました。将来はフランスで修業をしてから私の店を継ぐことが目標であり夢だったのです。遺品の整理に部屋に行くと、料理に関する本ばかりで、オープンや調理器具も揃っていて、料理をつくることが日課だった慎之介の姿が目に見え、本当に辛かったです。

事故当日の勤務は早番でしたが、就業後も包丁を研いでいて、先輩から「早く帰れよ～」と声をかけられています。病院にあった所持品には、綺麗に研いだ包丁が4本、包丁のシャープナーが1本、豚ロース肉、レシピノート、財布、ハーモニカがバッグに入っていました。死の直前まで一生懸命仕事をしていたかと思うと、本当にかわいそうでなりません。

バス側の対応はひどいものでした。病院にはバス会社の社員2名がやってきました。彼らはこの時すでに慎之介が亡くなっていることを知っていながら、挨拶もなく横柄な態度でした。私は謝罪を要求しましたが、「事故調査が終わっていない。過失割合も分からないのだから何も言うことはないし、謝罪もしない。息子さんの方が悪かったんじゃないのか」と挑発した態度でした。「運転手はどうして来ないのか」と聞くと、「事故のショックで来られない」と人を馬鹿にした話です。さっきまで元気にしていた息子を殺しておいてこんな暴言を遺族に言えますか。結局、慎之介に手を合わせることもなく帰りました。一体何をしに來たのか。わざわざ私たちを怒らせに來たのでしょうか。

裁判が始まる3年8ヶ月もの間、私たちは運転手の顔も知りませんでした。運転手は葬儀にも來ない、命日にも來ない、手紙もない、事故後一度も現場に献花もない。どのような理由があるにせよ人の道を外れています。裁判の時に「慎之介や遺族に対して何か思いは無いのか」と尋問したとき、「悪いことをしたとは思わない」と言った被告は、もはや人間ではないと思いました。(p2に続く)

(2013年5月11日、総会後の交流会での発言より)

※事件の概要：2009年6月7日、札幌市中央区北3西1の国道交差点で、バイクに乗った佐々木慎之介さん(21歳)は、路線バスに轢かれ即死。運転手は不起訴となったが、ご遺族は真実の解明と公正な裁きを求め闘い続けている。

〈今号の主な内容〉 特集 2013年定期総会・交流会 ①～② 佐々木事案の報告 ③挨拶等
⑤ 交流会での発言 ⑨刑法改正案について ⑪ 要望事項 ⑫ 願いの実現めざし ⑬ 古屋発言へ抗議文
⑭ 中間利息控除問題の報告(青野 渉) ⑮ いのちのパネル展報告 ⑯ 講話を再開して(福澤きよこ) 他

前ページの続き：佐々木達也さんの交流会での発言から

■ 死人に口なし、加害者いふなりの捜査に疑問

葬儀が終わってから数日後、警察から呼び出しがあり、中央署へ出向きました。警察からは「息子さんのバイクが赤信号で直進してバスに衝突して死亡した」と言われ、初めから加害者の言い分で終わらせようとしているように感じました。

事故現場は慎之介のアパートの400メートル手前の信号のある交差点でした。(次ページの図参照) 状況から考えて右折の可能性が高かったので「息子は右折しようとしていたのだ」と何度も言いましたが否定されました。ウインカーの点灯について何度も尋ねると、「点いていなかったんじゃないか」といい加減なことを言うのです。警察の捜査はずさんでした。重大事故でも科学的な捜査ができない。そして一度決めたことは変えることもない。「死人に口なし」をいいことに、加害者は嘘をつく。その嘘を見抜き、被害者の名誉と真相を解明するのが警察ではないのか。実況見分の写真はどれも真っ黒でどれがブレーキ痕で事故地点かもよくわからないのです。ものを言えない人の声を聴くためにも粘り強い捜査をしなければならないと思います。怒りたくても怒れない、言いたいことがあるのに何も言えない。こんな不当な捜査に慎之介はさぞ無念であったでしょう。

■ 独自鑑定では…右折ウインカーは点灯

後に独自鑑定した結果、ウインカーは点いていました。慎之介は右折の体勢をとっていたのです。直進したのは急ブレーキをかけたため転倒し滑走したからです。なぜ急ブレーキをかけなければならなかったのか、それはバスがあり得ない位置にいたからです。警察が初動捜査をしっかりとやっていれば証拠もまだまだあったと思われる。

■ 加害者は不起訴、しかし諦めません 検察審査会、民事、闘い抜きます

慎之介が亡くなってから3ヶ月後、私は体調を崩し脊髄に感染症を起こし、奇跡的に命は助かったものの首から下が麻痺してしまい、札幌医大に入院。社会復帰は厳しい状況にありました。慎之介のことだけが気掛かりで必死にリハビリをして3ヶ月後に退院することができましたが、1年間は仕事も休業、生活も厳しい状態でした。

しばらくして、東京の古田弁護士から青野弁護士を紹介してもらいました。その時はじめて自分たちに味方ができたんだと実感しました。

直ぐに自賠責と刑事告訴の手続きを始めてもらい、自賠責はバス側の過失を認めました。検察はまったくやる気が無いのか「最近は無罪が問題になってい

るから」等云々、弱気で腰が引けてしまって、100%勝てないようなことは起訴しないととれる発言には呆れてしまいました。捜査資料にもろくに目を通していないように感じましたし、警察と同様に加害者の嘘に切り込んでいかない。捜査機関がこの有様では、いつまで経っても悪質な交通事故は無くなりません。加害者は野放し状態です。

検察も裁判官も事故現場へ行き徹底的に調べて欲しいものです。現場に行かなければ解らないこともあるのです。そして加害者には厳しく真相を暴いてもらいたいものです。

最終的に検察庁からは不起訴通知が届きました。あとは検察審査会の厳しい闘いを待つだけです。

民事裁判の方ですが、今年2月26日の一審の判決は、「原告らの請求をいずれも棄却する」で終わりました。耳を疑いました。不当な判決です。何のために証人尋問をやったのか。あの裁判官は何を聞いていたのか。一体どう考えればあのような判決になるのか。調書や鑑定書等をどう読んでいるのか。裁判所には失望しました。本当に腹立たしいです。青野弁護士の尋問にしどろもどろになった被告の何ら根拠のない主張を鵜呑み。これが公平・公正な裁判なのか。裁判官の良識が疑われる不当判決です。すぐに控訴しました。

裁判所からの帰り道、慎之介の顔がよぎりました。悔しくて悔しくて泣いている顔です。親としてやれるところまでやらなければ、あの世で慎之介に会わず顔がありません。まだ闘いは終わってはいません。諦めてもいません。慎之介の命と名誉とあの子を産んだ妻のために闘います。(佐々木 達也)

※交流会での青野弁護士の報告は次号掲載予定

「またか…」という思いです

下記路線バスによる事故記事を読み、正直「またか」と思いました。息子の事件と重なり、他人事ではないのです。怒り、憎しみ、悲しみ…。息子と同様に痛かったであろう、無念であったであろう…。心よりご冥福を祈ります。

北海道新聞2013年7月18日

警察、検察には徹底的な捜査をしてもらいたい。スピードは？左折時の確認は？

加害者は助かりたい一心で絶対に本当の事を言わないのだから。死人に口なしとばかりに、

周囲から知恵をつけられるのだから……。

(ささき たつや)

バスにひかれ
横断女性死亡
札幌・南区
18日午前11時5分ごろ、札幌市南区澄川4の2の市道交差点で、横断歩道を渡っていた女性が、北海道中央バスが、

ス(小樽)の路線バスにひかれ、頭などを強く打ち死した。札幌南署は自動車運転過失致死の疑いで、バスを運転していたバス会社(札幌市バス)の運転手(39)を現行犯逮捕した。同署によると、バスは回送中で乗客はいなかった。同署は女性の身元の確認を急いでいる。

2013年定期総会・交流会開く

発足以来14回目となる定期総会は5月11日13時半より、かでの2・7を会場に、23家族28人の出席で行われました。(会員家族数118)

司会は副代表の小野さん。犠牲者への黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部と道交通安全協会よりご挨拶を受けました。



総会議事は、今年

も伊藤世話人の議長により滞りなく進められ、活動報告と決算、2013年度の活動計画・予算、要望事項が提案通り承認されました。また役員についても、前田代表、小野・内藤両副代表が引き続き選出されました。

総会後は学習・交流会が同じ会場で行われ、今国会に提出された刑法改正の課題と問題点、それぞれのとりくみや近況など、貴重な学習と交流をしました。

代表挨拶 刑法改正の重要な動き 前田 敏章

まずは、来賓の道警と道安全協会の方々には心より御礼を申し上げます。いつも申しますが、安全協会から事務所提供と活動助成を受けている被害者団体は北海道だけだと思います。改めて感謝を致し、今後とも変わらぬご支援をお願いするものです。

14年目の総会が、稚内、旭川、深川、伊達、夕張と遠くから駆けつけていただいた会員を含め、無事開催できることを共に喜び合いたいと思います。

私たちは特別な会です。こんな悲嘆は私たちだけで終わりにして欲しいと願いますから、被害にあった会員が増えることを喜ぶことは出来ないからです。

昨年1年間の入会者は8人を数えました。かけがえない肉親を亡くされた方、子どもさんがクルマに轢かれ、7ヶ月経った現在も意識が戻らないというご家族の方など、必死の思いで参加された新会員もおります。総会・交流会を通して、互いに励ましあいたいと思います。

苦しい中ですが、活動の継続の中での成果も確かにあります。

道警の事業「命の大切さを学ぶ教室」の協力もあり、体験講話の機会が、年間86回と飛躍的に増えました。昨年は中学校と高校をあわせ50校15000人の次代を担う若い人に、命の大切さと交通死傷被害ゼロへの思いを伝えています。

いのちのパネル展示も、担当者の本当に粘り強い

とりくみと関係機関の協力で昨年は、28箇所、延べ173日の展示と、これも最高でした。今年度も被害者の視点が社会正義につながるという観点で、啓蒙や訴えを続けていきたいと思っています。

要望事項に基づく活動では、今大きな動きがあります。政府は自動車運転に係わる刑罰改正法案を閣議決定し、今国会に提出したのです。内容については、今回の改正が悪質運転に対する処罰の見直しに限られたということから、死傷被害ゼロのための法整備という観点からは、まだまだ不十分です。しかし、私たちが長年主張し要望していたことの反映も確かにあるわけです。一部触れますと、

- ・危険運転致死傷罪の中間刑の新設によって、飲酒の場合などの適用要件が緩和され、処罰の連続性が一部であっても実現することになること。

- ・無免許など悪質危険な行為の加重規定とあわせ、高石さんたち「飲酒ひき逃げに厳罰を求める会」とともに長年要望してきた「逃げ得」を許さない法整備が具体的に入っていること、などです。

これらの一歩前進を力に、さらに本質的な刑法改正論議が国会でなされるよう、引き続き働きかけていきたいと思っています。

終わりにですが、本日参加したくても体調などで参加できない会員、会員ではないが、同じ苦しみを味わっている方が多数いらっしゃるということを胸に刻んで、今日の総会・交流会を意義あるものにしたと思います。よろしくお願い致します。

来賓挨拶

来賓挨拶

北海道警察本部 交通部

調査官 高瀬 裕 氏

会の皆様には、平素から各種講演活動や「いのちのパネル展」などを通じて、体験した交通事故の悲惨さを広く世間に訴え、新たに被害者を生み出さないために、道民の交通安全意識高揚に、特段のご尽力を頂いていることに心から敬意と感謝を申し上げる次第です。



道内の交通事故は、発生件数は年々減少しておりますが、昨年は200人のもの尊い命を失っている現実があります。残された遺族の方々が、深く悲しみ、苦しみ、自らの人生も大きく変わってしまった現実、重度の障害を負い不自由となった身体で人生を歩むことを余儀なくされた現実、その介護に献身的に取り組まれているご家族がいること、これらを決して忘れてはならないと思います。

私は被害者の会が平成11年に設立された当初、安全教育担当係長として「癒されぬ輪禍」の発行に少しでも携わることができました。かけがえのない人生、愛する家族、恋人を一瞬にして奪ってしまう交通事故の悲惨さ、残酷さというものに触れ、胸が締め付けられた思いがしました。

便利で社会生活に欠かすことができない乗り物も、

一歩間違えると、人の命を奪う凶器となることを今一度社会に訴えていかなければなりません。被害者や被害者家族の苦しい胸のうちを理解しなければ、本当に減少させることはできません。

実は、私の弟も二輪車の交通事故で頸椎損傷となり、7年経った現在も寝たきりとなっています。今も毎日リハビリを続けていますが、私は弟の家族4人が今でも笑顔でそろって生活できることに感謝しています。

しかし、私は、この弟の交通事故を通じて、自分の無力さも痛感しました。それは30年間やってきて、毎日悲惨な交通事故現場を見て、苦しんでいる人をたくさん見て、誰よりもその悲惨さをわかっているつもりで、交通安全の大切さを道民に伝える仕事に従事しているのにかわらず、自分の家族にそれを伝えきれなかった悔しさ、伝わらなかったもどかしさ、といった後悔の念です。

そうしたことから、道民を交通事故から守るために何をしなければならないのか、毎日、毎日、自分に問いかけております。

交通事故のない安全で安心して生活できる社会の実現は、みんなの願いです。道民一人ひとりが命の重さをかみしめ、亡くなられた方の声なき声に耳を傾け、交通事故防止の輪が広がっていくことを切に望んでおります。

(財)北海道交通安全協会

企画推進部長

新谷 恵司 氏

皆様には様々な形で交通安全活動にご支援・ご協力をいただいております、心から感謝申し上げます。先ほど高瀬調査官から飲酒運転に関する話がありました。私も道警に勤務していた時に飲酒運転によるひき逃げ事件を経験していますので、簡単に説明したいと思います。

その事故は夜中の3時半頃起きました。パトカーが交差点で信号待ちをしていると、無灯火の車が近づいて来たので赤色灯を点けて警告しましたが、急加速してすれ違いました。異常な運転から、パトカーがUターンをしていると、「ドーン」という大きな音がして女性が倒れておりました。跳ねたと思われる無灯火の車は遙か先を猛スピードで走り去り、被害者は病院で死亡が確認されました。20歳の女子大学生でした。

直ぐ捜査本部を設置して捜査を進めたところ、8時間後に容疑車両を発見し、40歳代の男を逮捕しました。そして、おぞましい犯行の詳細が明らかになりました。



男は「友達2人と夕方から酒を飲み、夜中にラーメンが食べたくなって自分が運転して3人で店に向かった。途中パトカーがいたので、ヤバイと思って逃げようと加速したところ人とぶつかった。長い髪の女だった」と供述しました。

そして驚くのは、逃げた後の3人の行動です。被害者を跳ねた衝撃でフロントガラスが割れているにも拘わらず、3人揃って行きつけのラーメン店に続いてスナックにも立ち寄り、明け方まで飲食を続けたのです。唯々驚くばかりです。

裁判を傍聴していた女子大生の父親は、「20年間育てた命が一瞬にして奪われたのに7年の刑は軽すぎる」と涙ながらに無念さを訴えていたのを覚えています。酒は理性を失わせる「麻薬」だと思います。

道安協としましては、今後ともハンドルキーパー運動を中心に飲酒運転の根絶に努めたいと思っています。

本日の総会が盛会裡に行われますことと、会員皆様の益々のご健勝をご祈念申し上げます。

会員交流会での発言①

犠牲を無にしない私たちのとりくみ

総会後の会員交流会には会員31人が出席。恒例となった「犠牲を無にしない私たちのとりくみ」をテーマに、いつも支援していただいている青野弁護士も加わり、貴重な報告・交流が行われました。

最初に、国会に提出された刑法改正案の問題について、その内容の理解と、更なる課題について話し合いました（p9～10）。

続いて、冒頭手記として掲載した佐々木慎之介さん交通死事件について、ご遺族と代理人の青野弁護士から報告。（p1～2）

交流会後半は、新しい会員の報告を中心に、それぞれの取り組みや近況を語り合いました。（p5～7）以下発言要旨です。



息子は今も意識が戻りません

札幌市 能勢 雅美

昨年の10月4日に11歳の息子が交通事故に遭いました。遷延性意識障害で今も入院中です。

先ほどから色々な話を聞いていて思うのですが、私も仕事柄、普段から車によく乗ります。でも、私はほとんどの人は轢かないと思うのです。いろいろな事故の話を聞いて、やっぱり大きな事故を起こしている人たちは起こすべくして起こしている、そういう人だからこんな大事故を起こしたんだというふうに感じます。後々の被害者への対応とか、クルマに対する考え方とか、普通の人間の感覚を持っていればそんな人を殺してしまうような事故を起こすようなことはないと思うのです。

私、もちろんこうやって家族が交通事故に巻き込まれてしまうなどということは想像もしたことがなく、今も、毎日、毎日病院で子どもと向かい合って、なんでこんな事が起きているのかと本当に毎日思っています。

子どもは自転車に乗っていて車に撥ねられてしまいました。札幌医大の救急救命センターに運んでいただいて、その日のうちにすぐ手術となったのですが、心臓も止まってしまって手術は出来ないというふうに言われて、先生の方からも、生きられないかもしれないと言われました。でも、何を言われているのかあまり良くわかりませんでした。次の日にも、また同じように、心臓が止まってしまって、これ以上はもう何もできませんと言われました。もちろん意識も無いですし、今も全くそれは変わらずにいます。

ICUに3週間くらい入っていたのですが、その頃、ある看護師さんから、「札幌医大の救命救急センターには本当に命が危ないという状況で運ばれてくる人ばかりなんだけれども、その中で本当に大変だけれども何とか助けようという人と、それでもどうしても諦めなくてはいけない人がいるのです。きょうちゃん（恭太郎は入院も長くてこう呼ばれているのですが）は、本当は、その最初は諦めなくてはならない人だったのですよ。私達看護師もお医者さんもきょ

うちゃんみたいな状態で運ばれてきて生きられた人は初めて見ました」と言われたのです。その看護師さんは、それだけ大変な怪我だったということをお願いしたかった訳ではなくて、それだけ厳しい状況乗り越えた子だから希望を持っていいと思いますと励ましてくれて、それですごく嬉しかったのですが、それから7か月も経っています。

私は、それがもう最悪な状況だと思っていて、悪くて現状維持と思っていたのですが、年が明けてからやっぱり体調を崩すことが多くて、感染症とかに何度も何度もかかるなど、全然安定せず、前が見えません。今日も本当はここに来るのが、何かさらに悲しくなってしまう気がしてすごく迷ったのですが、少し頑張ってみました。これからまた長く色々な事があると思うのですが、よろしくお願いします。

息子と一緒に頑張っています

稚内市 米内 隆俊

息子の事件は2003年6月です。遷延性意識障害ということで現状維持なのですが、この頃は人工呼吸をしていても肺の方がかたくなって、今、片方の肺は動いていません。もう一方の肺も奥の方にたんが詰まったりと、あまり調子は良くないのですが、10年頑張ってくれています。親として何も出来ないという辛い思いはあるのですが、息子がいるから何とかという感じで、家族そろって頑張っている状況です。

正義ではない裁判 札幌市 七尾 博之

佐々木さんの裁判ですが、私がこういう事になるまでは裁判傍聴など考えてみたこともなく、素人目というか純粋な目で見ました。今まで法は正義と思い、法に守られていると思っていたのですが、佐々木さんの裁判を傍聴し、皆さまの体験など聞いて、裁判が必ずしも正義ではないということを感じました。

私たち被害者の事は頭の片隅にも無いという人がほとんどだと思います。社会全体でこうしたことを考えて欲しい、特に車を運転する人は、交通事故ということを常に考えて運転して欲しいと思います。

会員交流会での発言②

犠牲を無にしない私たちのとりくみ

逃げ得の解消に期待 江別市 高石 洋子

2003年2月の息子の事故からもう10年です。飲酒運転で事故を起こし、その場から逃げることによってアルコール検知から免れ、丸一日も逃げ回って証拠隠滅さしやうとしていた加害者の罪が驚くほど軽かった。もしその場で息子を助けていたらどうだったのかと検察の方に聞いたら、「アルコール検知されるから危険運転致死罪で起訴されたでしょうね」ということをはっきり言われました。その時の絶望感と法の矛盾にびっくりして、事故から5か月後に飲酒ひき逃げの厳罰化を求める署名活動を江別市でスタートさせました。2006年には遺族関係者全国連絡協議会が発足。一丸となって署名を集め、毎年法務大臣に提出するという活動を行い、もう59万筆提出済です。

この10年間の闘いの中で、2007年に道交法が改正され、飲酒運転の法定刑は大きく引き上げられました。その時、私も国会で逃げ得という法の矛盾を訴えましたが、その部分は未だ改正されませんでした。

そして今回、新たな遺族も立ち上がり、昨年6月、超党派の国会議員の会ができ、何度も要請行動を行い、北海道交通事故被害者の会も動きました。

改正案では、ひき逃げの場合、併合罪で22年6ヶ月までになるので、逃げ得を無くすことにつながればよいと思います。この10年間、大変な思いをして、毎年のように変わる法務大臣に、何度も何度も署名を届けてきましたが、正直もうクタクタですので、署名活動に終止符を打てるのかと期待しています。

早く良い結果を報告しあいたいと思います。これまで支援して下さい本当にありがとうございました。

現場の交差点今も渡れず 札幌市 原田 利彦

7年前、24歳の娘は青信号の交差点を渡っていて、左折トラックに轢かれ、亡くなりました。

事故のあった交差点は家の直ぐ近くですが、私は今も渡ることができません。遠回りをしながら、なぜ轢かれなくてはならなかったのか、と悔しい思いでいつも現場を見ている。全ての交差点が歩車分離信号になれば良いと思います。

安全運転義務が重要 札幌市 真島 勝彦

赤信号無視で息子を殺めた加害者は、危険運転致死罪で裁かれましたが、3年のうちに10回交通違反をして、そのうち免許が3回、信号無視が2回という悪質運転者でした。先ほど能勢さんが言われたように、私も人を殺すほどの加害者は起こすべくして起こした人だと思います。ですから、安易にそういう違反をする、安全運転義務違反への厳罰問題も強く訴

えていかなければならないと思います。

不当な裁判と等級認定 札幌市 本間 りつ子

23年前に車にはねられました。びまん性軸索損傷による高次脳機能障害が主な傷病名ですが、他に平衡感覚障害とかいくつもの後遺症を抱えての生活です。「脳外傷友の会 コロポックル」などによって、高次脳機能障害が認識されるようになりましたが、私は2度裁判を行っても障害の一部しか認められませんでした。今生活保護を受けていますが、大変困っています。

怪我の人の苦しみ 札幌市 荻野 京子

釧路の被害者の方の所に行ってきました。交通事故から18年経ってます。それで右半身不随のような大きな事故だったのですが、交通事故に関しての保障は40万円しか頂けませんでした。その40万円も、生活保護を頂いていたものですから、国の方に返済という事で一切ゼロでした。ある日、体中が痛くなって救急車で病院へ行きました。そうしましたら、その整形外科の医者に、病院の裏口から治療もせず追いつけられたそうです。そういうひどい目にあった80代の女性だったのですが、私が行った後、今年になってやっと脳神経外科で治療が受けられるという状況です。初期治療がなされていないために怪我の人がとっても苦しんでいます。本当に1日も早く初期治療がきちとなされるような世の中になってほしいなと思っています。

被害者の痛み 札幌市 小笠原 良子

皆さんのお話を聞いていて、やっぱり被害を受けないと痛みとかはわからないのではないかと、加害者はわからないのではないかなと感じています。

信用のおけない保険 江別市 若林 緋沙子

いろんな面で被害者には大変不誠実で悲惨な保険だと思っています。私の場合、自慢にもなりませんが40数箇所も病院を歩き、色んなお医者さんにも会い、本当に悔しい悔しい思いもしてきました。まだまだ保険に信用はおけません。

身体が動かない 札幌市 岩井 利江

事故から9年になります。健康そうに見えるかもしれませんが、目に頻繁に痛みが出るなど色んな症状があります。今はもう眠たくて眠たくて。寝なければ何か次なる病気になるのではないかとという感覚に囚われます。それで、眠たくなったら寝ることにしています。今日も何もしなかったということがもうずっと何年も続いていて、これは怠慢ではないのだという

会員交流会での発言③

犠牲を無にしない私たちのとりくみ

問答を一人で繰り返し、大変ですが、生きる間は生きようと考えています。

今も強く息子を想う 旭川市 山下 芳正

佐々木さんのお話を聞きましたが、息子の時も、素人の僕らが見てもおかしいと思われる現場検証をしていました。私たちの方で、タイヤ痕を基に現地に車を持って行って調べ、このように衝突したのではないかと検察庁の方に上申しましたが、科学鑑定の結果は私たちが示した図面通りでした。ですから、今聞いて、またずさん捜査をしていると実感したのです。

息子が事故に遭い、丁度10年になりますが、息子の事を忘れる日は一日もありません。今年定年退職しましたが、息子を想う気持ちは当時より強いかなと思います。

私は今、第二の職場として旭川市勤労青少年ホームにお世話になっていますが、このホームの受講生の皆様にも私の体験などお話して、1件でも交通事故を無くしたいなど考えております。

娘と共に進みます 南幌町 白倉 裕美子

娘の事故から今年で10年目を迎えます。佐々木さんの事件の話を聞き、10年経っても変わっていない初動捜査の問題、生きている加害者の言う事を聞いて調書を作り、つじつま合わせの処理をするということが、未だに無くなっていないことに怒りを感ずます。その調書の早期開示を10年言い続けていながらも全く変わっていないことに、自分の無力さも感ずます。

刑法改正についてですが、速度超過のトラックに娘を殺された者として、速度について全く言及されていないことに大きな問題があると思っています。また、事故を起こした際、国に報告義務があるトラックやバスなど運送業者に加重規定を設け罪を重くすることも大切なのではと思います。

調書開示の課題とともに、まだまだ自分は休む事は出来ない、亡き娘と進み続けようと思っています。

姪のこと 札幌市 亀田 美紀子

明日が亡き姪の誕生日で辛いのですが、姪たちの思いに負けないう、私たちも頑張ろうと思っています。

お世話になりました 札幌市 水野 美代子

娘を亡くしてから21年、丁度娘と一緒に過ごした年数です。この総会には発足以来夫と二人で来ていたのですが、夫は昨年4月、娘のところに逝きました。本当にお世話になり、ありがとうございました。



社会との関わりを 深川市 伊藤 博明

定年になって3年、嘱託でまだ農協にいます。いっつも言いますが、苦しくても沈んでいないで、社会に関わっていこうと思っています。そうでないと、僕の場合は息子ですが、息子に申し訳ないと思って。皆さん元気出して頑張ってくださいと思います。

被害者の視点を入れた研究・実践を
支援者・臨床心理士 山田 裕子

4年ほど前、大学院の修士論文を書くために、皆様にご協力頂きました。皆様の大変なご経験のお話を聞くたびに胸が苦しくなりますが、それでもきっとまだわかっていないのかなと思いながらの4年間でした。法学部の方にもいたものですから、裁判の問題などを聞くにつけ、一体こんなに信用されない裁判とは何なのかと矛盾を感じたりもします。

臨床心理士でスクールカウンセラーをしながら北大の法学部の方にも席を置いています。被害者の会には、細く長く関わらせて頂き、少しはお手伝いが出来、研究の中に被害者の方たちの視点を入れられたらと考えています。世の中の考え方が少しでも、被害に遭うとはこういう事なのだと理解し、そのために動くような社会になったら良いと思っています。

会の活動は極めて重要 弁護士 青野 渉

お話があった方で私が関わった事件もあるのですが、感じることは、裁判は証拠が全てなので、もっと早い段階で事件の証拠資料が被害者の手許に来るような形になれば良いということです。先ほど説明した佐々木さんの事件でも、最初に警察がもう少しまともに調べていればと思います。

そういう意味でも、この会が地道に法改正など被害者の意見を発信し続けている活動は非常に重要です。行政の方などは楽な方に流れていくので、黙っていたら絶対に変わりません。被害者個人でなく団体として意見を言う事がすごく重要ではないかと思っており、皆さんの活動に頭が下がります。

事件と向き合い 副代表 内藤 裕次

事件というのはそれぞれ皆さんの中で風化していきなうと感ずます。私自身も、妻を亡くしてもう15年経ちましたが、未だに遺品の服とかは全部、タンス二つにそのままとってあります。

皆さんそれぞれの状況があると思いますが、伊藤さんがおっしゃったように、こういった場に出てきたり、いろんな形で社会とも関わっていきながら、忘れてはならない事件とも向き合い、しっかり生きていきたいと思うところです。

***** 出席出来ない会員からのお便り *****

◆仕事のため欠席します。清水さんの事故は同じ旭川市民、看護師として大変衝撃を受けました。同い年の友人は以前同じ職場で働いていたらしく、とても尊敬できる先輩だったと話していました。人と人とのつながりは本当に不思議なものです。一人でも多くの人の意識改革進めばと思います。

(旭川市 TM)

◆昨年亡くなった旭川の清水縁さんは、私の看護学校時代の同級生でした。テレビで知った時、とても驚き、そしてショックでした。御遺族の悲しみを思うとつらくなります。交通事故ゼロを願っています。

(旭川市 NH)

◆ギリギリまで日程調整しましたが、都合が付かず欠席させていただきます。弟が亡くなって18年、生きた18年と同じ年月が経ち、複雑な思いです。

(上川町 SM)

◆相変わらず交通事故の後遺症の為、入退院を繰り返していますので、欠席させていただきます。車いす生活になってしまいました。

(小樽市 IS)

◆いつも何も協力出来ず申し訳なく思っています。退職して2年、私の退職を待っていたかのように主人に事故の後遺症が出てきて、歩行も日常生活も介助が必要になりました。あの事故も、捜査状況が私達に納得出来るような説明がないまま幕引きとなってしまい、この34年間1日として忘れた事はありません。36歳、この時から主人の人生は無くなったのも同じ状態になりました。ひき逃げほど卑劣な事はないのではと思います。

(真狩村 KM)

◆今年も総会に出席出来ず申し訳ございません。事務局の皆様、元氣でご活躍、遠方の地よりお祈り致しております。(函館市 TK)

◆いつも会報を送っていただき心より感謝しております。とくに私にとって力強い言葉として心に残っているのは、荻野さんが力強く

語ってくれた「人は皆生きる権利がある」という言葉です。それに支えられておどかしや嫌がらせに負けず過ごせました。私は明日、労災病院の脳神経外科に入院して、治療が受けられるのでホッとしています。(中略)人身事故から18年過ぎて、やっと入院して治療受けられるようになりました。本当に色々と励まして下さり、

荻野さん、交通事故被害者の会の皆様心より感謝します。でも今朝から広い労災病院の検査室を一人で歩いて大変でした。下半身の悪い私は要支援2です。皆様も、お身体気をつけて下さい。81歳のバーちゃんより。(釧路市 MT)

◆毎回会報を送付頂きありがとうございます。誠に申し訳ないのですが仕事の都合で出席することができません。

(札幌市 IT)

◆前田さんが献身的にこの会をリードしてくださっておられることに、心より感謝と敬意を表すものです。

(札幌市 IM)

◆元氣で、のんびり生活しています。当日、前後日はサロンの仲間と旅行中です。会の皆様に宜しくお伝え下さい。

(札幌市 SA)

◆会報を楽しみに読ませてもらっています。皆様お元氣で・・・

(札幌市 NT)

◆大変ご無沙汰しております。全く会合に出席出来ず、お手伝いできませんので重ね重ねお詫び申し上げます。会報は必ず拝読させて頂いております。このような参加の仕方では、ご迷惑でなければ、今後も交通事故防止の、何かの啓発になるように、会員としてお願い致します。

(札幌市 SS)

◆いつも大変お世話になりました。ありがとうございます。春は私にとっては、無謀運転の犠牲にされた父の命日がめぐってくる辛い季節で、何年経っても癒えることはありません。出席できぬこと、お許し下さい。

(札幌市 SY)

◆返事が遅くなって申し訳ありま

せん。(恵庭市 TK)

◆日々お世話に成っております。8日から17日まで旅行に行くことになり不在です。これからもし宜しくお願い申し上げます。交流会が意義ある日でありますようお祈り申し上げます。(札幌市 SM)

◆会の皆様にはいつもお世話になっております。この度は都合がつかず、皆様にお会いすることができず残念です。皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

(遠軽町 NR)

◆日頃の活動に敬意を表します。皆さんの努力が政治に少しずつでも反映していることが嬉しいです。

(岩見沢市 UY)

◆いつも会報を送って頂き、ありがとうございます。交通事故による被害者がなくなるよう願います。

(大阪府 KR)

◆頭部の手術後あまり体調すぐれず、まだ遠出を出来ずにあります。今年もまた皆様とお会い出来ずさんねんです。いつかの機会に又、お会い出来ます事楽しみにしています。皆様の御健康をお祈り申し上げます。

(江差町 YS)

◆いつも会報送付頂きありがとうございます。申し訳ありませんが用事で欠席します。(釧路市 OM)

◆ごぶさたして申し訳ありません。仕事が忙しく、あわただしい毎日です。新入学のお子さんの登下校はつい気にして見てしまい、あぶない時には、声をかけています。

(札幌市 WM)

◆いつもお気遣いありがとうございます。娘が小さいうちはなかなか出席できないと思います。皆様によりしくお願いいたします。

(苫小牧市 KY)



【水野さんからの絵手紙↑】

国会で審議中、「自動車運転に係わる刑罰改正法案」の前進面と課題

政府は、3月の法制審議会の答申を受け、4月12日「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案」を閣議決定、183国会に提出しました。

私たちは、この刑法改正について、2001年の危険運転致死傷罪新設の際の署名活動に始まり、2002年以来の要望書提出、2007年の自動車運転過失致死傷罪新設の際の要請行動、そして今回は、法務大臣宛要望書提出（2012年6月）、法務副大臣へ直接要請（同8月）、法制審議会での発言（同10月）と、積年の思いを訴えてきました。

今般提出された刑罰改正案には、私たちの要望に答えた貴重な改正点もありますが、多くの問題も残されています。

交流会では、この改正案の内容について、内藤副代表（弁護士）と青野弁護士から資料に基づいて解説を受け、次に代表の前田から、「当会要望内容からみた前進面と課題」という見解案が提案されました。以下、見解の要約です。

※なお、その後の国会での審議状況ですが、関連の道路交通法改正は6月7日に成立。本体の刑法改正案は6月24日に衆議院法務委員会で審議入りし、秋の184国会で継続審議の予定です。

1 要望意見「刑罰改正を、国民の命を守るという法益に照らし、交通犯罪を抑止し、交通死傷被害ゼロを実現するためと位置づけること」について

不十分と言わざるを得ません。当会はじめ、多くの被害者団体が望んだのは、危険運転致死傷罪施行（2001年12月）から12年、自動車運転過失致死傷罪新設（2007年6月）から5年を経過した今、検討すべきは、人が作った本来道具であるべきクルマが凶器性を持って使われているという現実を直視し、その抜本策を法律面からも見直すことです。そのためには、悪質運転はもとより、人の死傷という重大結果につながる安全運転義務違反など全ての違反行為に対して、現行の処罰法で適正なのかどうか、法律案の目的そのものからの再検討が必要です。

2 要望意見「危険運転致死傷罪の適用・構成要件を緩和すること」について

危険運転致死傷罪の適用要件を緩めた中間刑を新設したことは、貴重な改正です。中間刑では、アルコールや薬物の影響による危険運転行為及びその行為に関する加害者の認識の対象が、「正常な運転が困難な状態」から「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」に緩和されており、これまでの危険運転致死傷罪（最高懲役20年）と自動車運転過失致死傷罪（最高懲役7年）との間の処罰の隙間が埋められることが期待できるからです。

しかしながら、この中間刑の中に高速度走行及び信号無視が含まれていないという大きな問題が依然残ります。速度違反の危険性は、例えば内閣府の「最高速度違反による交通事故対策検討会」報告でも具体的に指摘されており、これを踏まえて法的対策を講じることは必須であったはずですが。

制限速度超過など危険な高速度走行及び信号無視に対し、飲酒運転と同様、適用要件を緩和した条項を加えることを強く求めます。

3 要望意見「危険運転致死傷罪が全ての悪質で危険な行為に適用されるように、その類型の見直しを行うこと。その際、「逃げた方が得」という矛盾が生じないように所要の改正を行うこと。」について

この点に関しては、評価すべき一定の改正がなされています。一方通行逆走や歩行者専用道路での走行など通行禁止道路での危険速度による場合を危険運転致死傷罪に加えたこと、てんかんなど病気の影響による場合を新たに中間罪として定めたこと、ひき逃げ犯に対していわゆる「逃げ得」を防ぐための新たな処罰法「アルコール等影響発覚免脱」が設けられたこと、そして無免許運転の場合の加重規定がなされたことなどは、今回の法改正案のきっかけとなった被害遺族の痛切な願いを反映したものと考えます。

とりわけ私たちは、「逃げ得」を許さない法整備について、「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」とともに具体策を長年求めてきたという経緯もあり、本法律案においてようやくそのことが明文化されたことに感慨があります。

4 要望意見「自動車運転過失致死傷罪の改正

(1) 結果の重大性と法益から、致死罪の上限を大幅（10年以上）に引き上げること。

(2) 致死の場合の最低刑を、罰金刑ではなく有期刑とするなど大きく引き上げること。

(3) 交通犯罪が軽く扱われる一因、刑法211条2項の「刑の裁量的免除」規定を廃止すること

を行うことについて

この点に関しては、殆ど検討もなされていません。法制審での検討内容が、いわゆる悪質運転に対する処罰だけに絞られ、法改正の目的自体が狭く捉えられた結果と考えられ、断腸の思いです。

次の事実に着目すべきことを再度強調します。警察庁統計には「交通事故件数を法令違反別にみると、安全不確認（構成率30.5%）が最も多く、次いで脇見運転（同16.6%）、動静不注視（同11.3%）の順となり、安全運転義務違反が全体の約4分の3（同75.4%）を占める」との指摘があり、年間死亡事件数も、漫然運転（692人）、脇見運転（569人）、安全不確認（376人）、運転操作不適（376人）、動静不注視（104人）などと、安全運転義務違反は、法令違反による死亡件数（3,909人）の半数以上（2,117人）に及びます。

（警察庁交通局、平成24年統計より）

そして、交通犯罪に対する起訴率（平成23年度は8.9%）と実刑率（同年 致死で3.1%、致傷で0.03%）の極端な低さが、クルマによって人を殺めても殆どが執行猶予で済まされるという人命軽視の異常な危険社会を現出しています。この根本見直しが必要です。

〈資料〉「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案」(下線が新設部分)

第一条 (定義) 略

(危険運転致死傷)

第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為

二 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為

三 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為

四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の入又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

五 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

六 通行禁止道路(道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であつて、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。)を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

第三条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処する。

2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱)

第四条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処する。

(過失運転致死傷)

第五条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(無免許運転による加重)

第六条 第二条(第三号を除く。)の罪を犯した者(人を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期懲役に処する。

2 第三条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は六月以上の有期懲役に処する。

3 第四条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十五年以下の懲役に処する。

4 前条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十年以下の懲役に処する。

以上

新法律案整理表(青野弁護士作成)

罪名	最高刑	改正点
危険運転致死傷罪	死亡 20年 傷害 15年	【従来の類型】 ①アルコールや薬物の影響で正常な運転が困難 ②進行制御困難な高速度 ③運転技能なし ④妨害目的運転(幅寄せ等) ⑤赤信号無視 ★【新たに追加】 ⑥ 通行禁止道路(一方通行逆走や、歩行者専用道路での走行)
新※ アルコール影響致死傷罪	死亡 15年 傷害 12年	★【新設】※中間罪 危険運転になるほどの酒酔い状態ではないが、アルコールの影響で事故が起きた場合に適用されるもの
新※ 病気影響致死傷罪	死亡 15年 傷害 12年	★【新設】※中間罪 ・自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、正常な運転ができない状態に陥り、人を死傷された場合。(てんかん、統合失調症、躁鬱病、睡眠障害)
自動車運転過失致死傷罪	7年	(従来どおり) 名称を「過失運転致死傷罪」にする予定。 ※なお、1968年に3年→5年、2007年に5年→7年と刑罰が重くなってきた経緯がある。
新※ アルコール発覚免脱罪	8年	★【新設】 アルコールの影響が発覚することを免れる目的で、①更にアルコールを摂取すること、②その場を離れて身体に保有するアルコール濃度を減少させること。 ※ これにより、仮に逃げたとしても、2の罪との併合罪ならば22年6カ月(従来は15年)、3の罪との併合罪となれば、18年の刑罰が上限となる。(逃げ得の阻止)
新※ 無免許運転加重規定	※右のとおり	★【新設】 (無免許運転の場合の加重) 1の罪: 傷害でも20年に加重。 2の罪: 死亡20年、傷害15年に加重 3の罪: 10年に加重 4の罪: 15年に加重 ※ 従来は無免許運転罪(1年)との併合なので、上限が7年1年になるだけであったが、3～5年加重されるようになった。

現行の関連道交法違反(無免許はこのほど3年に改正)

▲ 救護義務違反(ひき逃げ)(10年)

▲ 酒酔い(5年) ▲ 酒気帯び(3年) ▲ 無免許(1年)

※ 複数の刑罰法令違反が併合罪加算される場合、有期懲役刑上限は、重い刑の1.5倍となる。なお両罪の刑の和を超えることはできない。

交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

2013年5月 北海道交通事故被害者の会

1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車（ドクターカー）および医療専用機（ドクターヘリ・ドクタージェット）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。

1-2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

2 公正で科学的な捜査を確立すること

2-1 加害者供述に依存した「死人に口なし」の不正捜査を生まないよう、「事故処理」ではなく「事件捜査」として、物証に基づいた捜査を徹底すること。事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

2-2 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期（実況見分調書は1～2週間以内）に開示すること。

2-3 科学的捜査と原因究明のために、検視検案に際しては、CTなど画像検査や薬毒物検査を義務化し、医師が的確に死亡診断し、解剖の必要性を判断する仕組みをつくること。遺族等へ配慮し必要な情報提供や相談ができる体制を作ること。死因究明を専門的に行う機関を一元化して設置すること。生体鑑定についても同様に万全にすること。

2-4 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。

2-5 公訴時効制度は、逃げ得を許し、被害者が望む公正な裁きを損なう悪しき制度である。時効撤廃の対象には、危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪なども加えること。

3 被害者の①尊厳が護られる権利②知る権利③司法手続きに参加する権利 ④被害から回復する権利の擁護

3-1 事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

3-2 新設された被害者参加制度の制度趣旨を徹底し、被害者のために柔軟に運用すること。犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨並びに被害者参加制度の実施を受けて、公判前整理手続に被害者ないし被害者参加弁護士が出席できるようにすること。

さらにすすめて、捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに、かかる権利の実現に資する制度、例えば、捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。また、新設された損害賠償命令制度の適用対象を、過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。

3-3 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させること。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように機構の改善をはかること。交通による後遺症が正当に診断・認定され、適正な治療および補償がされるよう医療機関への指導を徹底すること。事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十分な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。

3-4 脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を重大な後遺症として積極的に認定する制度を構築すること。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害の当事者を介護する療養センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実と一般就労支援窓口の充実をはかること。

3-5 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人權を認め、人として扱うこと。加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度においても胎児の人權を認め、保障を万全にすること。

3-6 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公的機関の整備・充実をはかること。当会のような被害者団体の活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。

4 交通犯罪を抑止し、交通死傷被害ゼロを実現するために、刑罰を適正に改めること

4-1 自動車は、その運転方法いかんによっては、凶器となる。そして、危険な運転によって重大な被害をもたらすことは、これまでの幾多の事件により明らかである。危険な運転行為を行い、その結果、死傷の結果を生じたのなら、他の過失犯よりも重い処罰をすることが、交通犯罪抑止のために不可欠である。交通犯罪は特別の犯罪類型として体系化すること。危険運転致死傷罪については、目的などの主観的要素の要件を緩和するなど、危険な運転行為一般に適用可能な内容に改正すること。「自動車運転過失致死傷罪」の最高刑を大幅に上げること。死亡事件の最低刑を懲役1年以上とすること。飲酒によるひき逃げの場合の、「逃げ得」という矛盾を生まないことなど適正な刑罰とすること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。刑法211条2項の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量の免除」規定は廃止すること。

4-3 危険で悪質極まりない飲酒や薬物使用での死傷事件を撲滅するために、厳罰化とともに事故の際の運転者の飲酒検査の徹底や血液検査を制度化すること。飲酒の違反者には「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。

5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ（バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直し、さらに「運転適性検査」（医学的など）の義務づけなど、免許付与条件を厳格にすること。

5-2 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反を繰り返した場合や違反による死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと

6 命と安全が最優先される社会の実現

6-1 安全の課題を交通の「円滑」と同列視せず、生命尊重を貫くこと。交通安全対策基本法に基づく「交通安全基本計画」の目標を「交通死傷被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。そのために、運輸安全委員会の調査対象に一般の自動車事故を加え、車の安全性能の問題や道路構造の問題など、事故原因を徹底究明し、被害ゼロへの方策を明らかにすること。交通安全基本計画の専門委員に交通事故被害者団体の代表を加えること。

6-2 車道至上主義を改め、歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境など、二重三重の安全対策を講じて被害ゼロを実現すること。自転車道・自転車レーンの整備を急ぐこと、幹線道路での歩車分離、通学路や住宅地、商店街など生活道路においては、クルマ通行に優先権を与えず、速度を30キロ以下に抑制するなど、速度抑制と歩行者優先を徹底すること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号への切り替えを100%を視野に速やかに進めること。ロードキルが原因の交通事故被害を根絶するために、高速道路における野生生物の侵入防止対策を万全にし、一般道路においては速度抑制を徹底すること。

6-3 自動車事故被害が深刻な事態となる根本要因は、クルマ依存と高速走行を最善の価値とみなすスピード社会である。速度抑制が基本に据えられないITS（情報通信技術を活用した交通システム）推進ではなく、全てのクルマに、道路状況に応じ段階別に設定した速度抑制装置（リミッター）装着を義務づけるなど、抜本的な速度抑制のための制御を進めること。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、監査を徹底するとともに、悪質違反や重大な人身事故を惹き起こした場合の罰則強化など行政指導を強化すること。職業運転手の労働条件を悪化させ、因って安全運転管理に逆行する交通運輸産業の規制緩和と政策および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を早急に見直すこと。

6-5 事故原因解明と再発防止のために、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6 公共交通機関網を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。以上

願いの実現めざし・・・・・・・・・・・・・・・・関係機関に要請

6・27 道警との意見交換会

6月27日、道警会議室にて意見交換会を行いました。世話人会から、前田、内山、荻野、高橋、七尾の5名が出席。道警からは、交通企画課、交通捜査課、警務課犯罪被害者支援室の3課が対応しました。

大きく7項目の要望書を提出し要請しましたが、捜査段階初期対応については、現在集計中の怪我をされた方の実態調査を踏まえ、子どもであったり、頭を打って覚えていないケースなどにおいて、加害者言うなりの不公正捜査とならないよう、さらに、多くの被害者は頭部など後々重大な傷病が現れるケースもあるので、万全な初期検査がなされるよう、医療機関への情報提供と連携強化などを再度要請しました。

以下は、説明した事例の一部です。

- ・10数年前の事故。当時、4ヶ月間入院しないで治療を続けたが吐き気がひどく入院。今も入院を繰り返している。治療も補償も問題。
- ・頭を打って覚えていないのに、加害者言うなりの状況を誘導尋問的に聞かれて調書を取られ、後で訂正させるのが大変であった。5年後の現在も高次脳機能障害で自宅療養中。
- ・子どもさんが被害にあったが、目撃者がおらず、事実の証明に大変な思いをしている。
- ・事故被害にあい、子どもさんがシートベルトで腹部を圧迫したが、病院では、痛いと訴えているのに家に帰され、ようやく2日後入院治療。

これに対して、交通企画課 大田見課長補佐、交通捜査課 斎藤課長補佐からは、それぞれ「事故後、機動隊員から医療機関への情報提供を適切に行いたい」「ご指摘を踏まえ、捜査員のレベルアップに努めたい。怪我の場合、外傷だけにとらわれず初期の検査等が万全に行われるよう、医療機関に車の破損状況などの適切な情報提供を行うなど連携を強めたい」との回答がありました。

また、被害根絶のため、速度抑制が重要と考えていること、通学路の点検など生活道路の安全対策等を重視しているとの報告も受けました。

7・23 道知事宛要望書を提出

7月23日、前田代表、小野・内藤両副代表の3人で、道知事宛要望書提出を行いました。

応対したのは竹谷千里道環境生活部長はじめ、くらし安全局長、道民生活課交通安全対策課長など関係部局です。

はじめに、会より提出した要望書の13項目について主旨を述べました。その中で、怪我をされた

方が、精密な診断・検査をされなかったために、後から重大な後遺症を発症し、大変な苦しみとともに不公正な補償問題などが派生していることを、実態調



査をもとに具体的に訴え、その後の治療と公正な等級認定へとつながる万全な検査のあり方など、関係機関の連携と制度確立を強く求めました。

また、交通安全施策について、被害をゼロにするにはどうするかを基本に進めて欲しいこと。北海道は、交通被害死傷者数に占める死者数の割合が全国平均の2倍であることを示し、速度抑制の重要性を指摘。歩行者優先の「ゾーン30」や歩車分離信号の全面的推進、そして自転車レーンの設置推進なども強調しました。

これらの要望に対し竹谷部長は「遺族・被害者の方が長期間にわたる苦しみの中にあることに胸を痛めている。道として、道警察や交通安全に携わる方々と連携をしながら、交通事故のない社会をめざすという気持ちをしっかり持って事業を進めていきたい」と述べました。

続いて、吉泉交通安全対策担当課長からは、「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」についてや、脳脊髄液減少症について国に診断基準・治療方法の確立と有効とされた治療に係る早期の保険適用、患者に対する支援施策の充実等を要望していることなど説明。さらに、通学路の安全について、緊急合同点検を実施したこと、スピードダウンの啓蒙のこと、ロードキル対策のこと、ドライブレコーダーの運送事業者への普及促進などが報告されました。

8・12 関係各省宛要望書提出

総会で確認された要望書本体（p11、昨年と同じ内容）は、2年前より関係各省への提出を依頼してきた道選出の荒井聡衆議院議員にお願いし、8月12日付で内閣官房長官、警察庁長官、法務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣宛提出しました。

怪我をされた方の実態調査について

怪我をされた方の諸課題について再度の実態調査を実施しています。大変な中、調査協力いただいた会員の方に感謝します。個人情報に関わる内容については、当然ながらその扱いはご心配のないよう万全に行います。寄せられた貴重な報告は、当会要望事項実現の諸活動に生かします。（代表）

古屋国家公安委員長の速度違反容認発言に抗議文送付

会では、古屋国家公安委員長の6月4日の問題発言に対し、撤回を求める抗議文を緊急送付しました。

被害ゼロのために、制限速度遵守は最も基本的で重要なことです。抗議文の中で強調しましたが、内閣府の検討会でも、最高速度違反の事故の死亡率は規制内速度の約10倍にもなっているというデータを示し、制限速度遵守の重要性を報告しています。

しかし、古屋委員長は発言を撤回することなく、8月1日、自身主宰で「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する(有識者)懇談会」を開始しました。さらに注視が必要です。(前田)

国家公安委員長の速度違反発言
道被害者の会が抗議文

北海道交通事故被害者の会は11日、古屋国家公安委員長が警察による速度違反の取り締まりに疑問を示したことに、抗議文を送付した。抗議文は、法令遵守の要で速度規制を定める立場でもある委員長の発言が、交通死傷被害ゼロを願う多くの国民の願いに背く、極めて重大な問題発言で、強く抗議するとともに、発言の早期撤回を求める。抗議文を古屋委員長宛てに郵送で提出した。

古屋委員長は4日の記者会見で、交通違反の取り締まりについて「(63)は『速度違反の被害』に遭った会員は多量に『危険性がない道路で、20』を越えたと取り締まりの対象になるのは疑いがある」と発言した。18年前に長女を交通事故で亡くしたという同会の前田敬章代表は「(63)は『速度違反の被害』に遭った会員は多量に『危険性がない道路で、20』を越えたと取り締まりの対象になるのは疑いがある」と訴えている。

北海道新聞 2013年6月12日

国家公安委員長 古屋 圭司 殿

古屋国家公安委員長の制限速度違反容認発言に強く抗議し撤回を求めます

古屋圭司国家公安委員長が、6月4日の記者会見で、交通違反の取り締まりについて、「違反した側も納得できるようにする必要がある」、「歩行者が出てくる危険性がない道路で、制限速度を20キロオーバーしたことで取り締まりの対象になるのは疑問」などとし、「片側2車線で歩行者が出てくる危険性もない制限速度50キロの道」を例に挙げ、「交通の流れに逆らわずに行くと70キロぐらい出る」との発言（引用は「北海道新聞」6月4日付夕刊）をしたことは、安全な道路交通、交通死傷被害ゼロを願う多くの国民の願いに背く、極めて重大な問題発言です。強く抗議するとともに、発言の早期撤回を求めます。

当会は発足以来、相互支援併せ、犠牲を無にせず交通死傷被害の根絶を目的に活動を続けています。速度違反が被害の要因である会員も多く「もし加害車両が規制速度を守ってくれたらこんな悲嘆や苦しみは無かったのに」と、その違反行為を憎んでおります。当会が2009年以来「世界道路交通犠牲者の日」（11月第3日曜日）に主催するフォーラム「交通死傷ゼロへの提言」でも、道路交通の安全の鍵は速度抑制であること、人命軽視・クルマ優先のスピード社会を見直すことなど、繰り返し訴えています。

法令遵守の要の立場であり、速度規制を定める立場でもある国家公安委員長自らが、道路交通法が定める規制速度の大幅超過について、そのとりかたによっては、「違反を犯した側の意向」を汲み、重大被害につながる違反行為を容認するかのような発言をされたことは信じ難く極めて遺憾です。もとより、規制速度は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る」ことを目的とした道路交通法で、「(標識により指定されている、あるいは政令で定める)最高速度をこえる速度で進行してはならない」(第22条)と明確に規定されているのであって、違反の場合の罰則点数・罰金についても、速度超過15km未満

平成25年6月11日 北海道交通事故被害者の会
は1点・9000円、15km以上20km未満は1点・12000円、などと細かく決められているものです。

この違反の取り締まりを、「警察運営をつかさどり」「公共の安全と秩序を維持することを任務とする」(「警察法」第5条)国家公安委員会の長自らが、「箇所によっては疑問」とするのであれば、一般のドライバーの受け止めはどうなるでしょう。「速度違反の取り締まりに問題がある。流れに乗れば良いのであって、規制速度は守らなくても良い箇所があるのだ」という意識が蔓延し、今でもその希薄さのために死傷被害を続発させている安全運転義務、規制速度遵守の意識が一層薄くなります。

道路交通の安全にとって、規制速度遵守と、それを支える速度抑制技術が肝要であるということは、内閣府生活統括官(共生社会政策担当)の「最高速度違反による交通事故対策検討会」が2010年3月に取りまとめた中間報告書でも明瞭に述べられています。この重要な「報告書」が一般に十分公開されていない現状は遺憾であり、古屋圭司国家公安委員長の政策指針として活用されるべきです。「報告」では、規制速度超過の死亡事故率が、規制内速度の場合の10倍にもなることがデータで示され(p52)、規制速度遵守の効果が大きいこと、法定・規制速度をさらに下げること大幅な事故削減、被害軽減効果が期待できること、さらに、OECDを始め諸外国においても車両の走行速度管理は重要な交通事故対策として位置付けられていることなどが示され、その「まとめ」でも、車両の走行速度の低下が交通事故の低減効果につながることを強調しています。

本来道具であるべきクルマが、凶器のように他者を傷つけあるいは死に至らしめることなど決してあってはならないことです。交通死傷被害は減らすだけでなくゼロにしなければなりません。

以上述べた点から、6月4日の古屋圭司国家公安委員長の規制速度超過容認発言の撤回と明確な訂正を求めるものです。

以上

中間利息控除に関する民法改正問題について

弁護士 青 野 渉

現在、法務省の法制審議会において、民法改正が検討されており、「民法（債権法）の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」）が公表されております。

http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html

今回の中間試案の中には、交通犯罪の被害者にとって、見過ごせない不当な改正が含まれています。

具体例をあげてご説明します。

交通犯罪によって、大怪我をし、非常に重い後遺障害が残って、寝たきりの状態になった場合、被害者は、「逸失利益（将来、働いていれば得られた収入）」を加害者に賠償してもらうことができます。もし、被害者の現在の年収が400万円で、あと25年間は働く予定であった場合、どのくらいの「賠償」や「補償」がもらえると思いますか？

単純に考えると、400万円×25年 = 1億円になるといませんか？

しかし、実際には、約5637万円しか賠償してもらえません。なぜでしょうか？

これは「被害者は、10年後に受け取るべき年収400万円を、現在、受け取るのだから、受け取ったお金を10年間運用（利殖）することができる。現時点で、400万円をまるまる受領すると、10年後には、利息が加算されて400万円を超えてしまい、被害者は『貰い過ぎ』になる。したがって、10年分の利息を差し引くべき。」と考えるのです。そして、この「利息」について、現在の民法は5%と定めているので、10年後の分は、約38.61%を差し引いた約245万円しか賠償してもらえません（利息は年5%の1年複利で換算して差し引かれます。）。20年後の分は、約62.31%を天引きした約150万円しか賠償してもらえません。そのように計算するので、合計額も、1億円ではなく約5637万円になるのです。（右表の計算例参照）

約20年にわたり、市民の安定した利殖手段である定期預金の利率は1%以下の状態が続いています。にもかかわらず、「被害者は、受け取ったお金を5%で運用できる。だから、賠償金はその分を差し引いて計算する。」というのが、現在の裁判のやり方です。

この点について、平成8年～平成17年頃にかけて、「差し引く利息があまりにも高過ぎる」ということで、沢山の訴訟が提起され、「5%は高過ぎるので、せめて3%にすべき」というような地裁・高裁での裁判例も、数件、出されたのですが、最高裁は、平成17年6月14日に「一律に民法の法定利率である5%で計算しなさい。」という判断をしました。この裁判の経過については、会報15号と19号で報告しております。しかし、その後も、定期預金の利率が1%未満の状態は、相変わらず続いていますし、この利率が年5%に上昇する見込みもありません。

民法改正の議論は、数年前から行われていますが、「法定利率」自体を、年3%程度に引き下げると

いう話が出ておりました。

これにより、差し引く利息が3%程度に下がるのではないかと期待されたのですが、なんと、法制審議会の提案した中間試案では「被害者の逸失利益を算定する場合の利率は5%とする。」という新しい条文を作って、賠償金が高額になることを阻止しようとしています。

さらに不合理なのは、これまでは、加害者や保険会社の支

払が遅れた場合に付加される「遅延損害金」は、法定利率に基づく5%だったのですが、逆に、これについては「3%に引き下げる」という案が出されています。しかし、「遅延損害金の利率が高過ぎる」などという話は聞いたことがありません。一般に、銀行融資やクレジットカード等で借りたお金を支払わない場合の延滞金は、契約上、年9%とか14%になっていますので、それと比べても「被害者への賠償金の支払が遅れた場合の遅延損害金」が5%程度であることは、高いわけではないのです。

つまり、誰が見ても高過ぎる「被害者が天引きされる利息」は年5%にする一方で、誰も高いと言っていない「加害者の支払が遅れた場合の遅延損害金」については年3%程度に引き下げる、というのです。

非常に不合理な改正案と言わざるをえません。

今回の「中間試案」について、2013年4月16日から6月17日まで、パブリックコメントの募集（国民からの意見募集）が行われました。私の知っている方には、個別に、意見のお願いをさせていただきました。

札幌弁護士会でも、この「中間試案」に反対する会長声明を出し、問題点を解説したマンガを公開しています。（「札幌弁護士会 声明」「同 マンガ」で検索）

<http://www.satsuben.or.jp/info/statement/2013/02.html>

http://www.satsuben.or.jp/comic/comic01_01.html

中間試案全体について、194団体、469名の個人から、パブリックコメントが寄せられたとの速報値が発表されています。中間利息控除の部分についても相当数の意見が寄せられたものと思われます。

この問題については、被害者が声をあげて、不当な改正を阻止する必要があると思われます。

今後とも、法制審議会の動きに注目していきたいと思っています。

	失った収入	実際の賠償金
1年目	¥4,000,000	¥3,809,524
2年目	¥4,000,000	¥3,628,118
3年目	¥4,000,000	¥3,455,350
4年目	¥4,000,000	¥3,290,810
5年目	¥4,000,000	¥3,134,105
6年目	¥4,000,000	¥2,984,862
7年目	¥4,000,000	¥2,842,725
8年目	¥4,000,000	¥2,707,357
9年目	¥4,000,000	¥2,578,436
10年目	¥4,000,000	¥2,455,653
11年目	¥4,000,000	¥2,338,717
12年目	¥4,000,000	¥2,227,350
13年目	¥4,000,000	¥2,121,285
14年目	¥4,000,000	¥2,020,272
15年目	¥4,000,000	¥1,924,068
16年目	¥4,000,000	¥1,832,446
17年目	¥4,000,000	¥1,745,187
18年目	¥4,000,000	¥1,662,083
19年目	¥4,000,000	¥1,582,936
20年目	¥4,000,000	¥1,507,558
21年目	¥4,000,000	¥1,435,769
22年目	¥4,000,000	¥1,367,399
23年目	¥4,000,000	¥1,302,285
24年目	¥4,000,000	¥1,240,272
25年目	¥4,000,000	¥1,181,211
合計	¥100,000,000	¥56,375,778

いのちのパネル展の報告

道教育大札幌校 6/24～28

2010年7月4日道警の二次試験当日、悪質な交通犯罪で長男真島以明（ましまいざや）が突然天国に行ってしまいました。

裁判が終わった後、担当の小野さんや筒井さんと何回も話し合いながらパネルを作り上げ、2013年5月から以明はパネル展の仕事を始めました。彼は「生命のメッセージ展」と北海道交通事故被害者の会の「いのちのパネル」のメッセンジャーになって、いろいろなところに行っています。

そして、6月24日から28日の1週間、以明が愛していた北海道教育大札幌校の学生ホールでパネル展が開催されました。後輩の学生に、ハンドルを握る者の責任と自覚をしてほしいと以明なら思った事でしょう。教育大も会場提供だけではなくいろいろと協力してくれ、道新や毎日、STV ラジオなどで報道され、学外の方への案内板も急ぎょ出して下さいました。

会場での感想文の一部を紹介します。
（真島勝彦）



■ もう3年も経つんですね。時間はどんなに流れてもご家族の無念なお気持ちはうすれることはないでしょう。私もイザヤくんもキャンプで話した時のことを忘れることはありません。（教育大准教授）

■ 道新の記事を読み見にきました。いざやくんの3つ先輩の心理科仲間です。事故の詳しい内容は今日初めて知りました。ご家族の皆さんの怒り悲しみははかり知れません。私は一児の母となり、日々子育てに悪戦苦闘しています。今日改めてこの小さな命を大切に育てていこうと思いました。（20代女性）

■ 今日のパネル展で、私たちがどう生きればよいの

か、よく考えさせられました。交通に関する様々なストーリー。1つ1つ…。来年も再来年も、ずっと、このパネル展がひらかれることを願います。

（20代女性）

プライムアースEVエナジー 静岡2、愛知、宮城、4工場 6/3～7/12

車のバッテリーメーカーであるプライムアースEVエナジー株式会社（本社静岡県湖西市）の労働組合の方から、問い合わせがあり、4工場で各5日間のパネル展示が実現しました。

従業員の方も多数なのですが、何と534人の方から、心のこもった感想メッセージが届けられました。

以下はその中の数例ですが、改めてこのパネル展が訴える力を感じます。

◆ 一枚一枚 交通事故による悲惨さを心に突き刺すように訴えてきました。安全運転をしようと心に改めて誓える内容でした。

◆ 本当に良い機会になりました。いつも何気なく運転していましたが自分の運転を真剣に見直します。実際に被害にあわれた方々の言葉は今の自分にとってはすごく痛かったです。できるだけ多くの組合員



に見ていただきたく、会社側と合同でもっと大きなイベントとして開催してはどうでしょうか。ありがとうございました。

◆ 事故の生々しい状況にふれ改めて交通事故の恐ろしさを感じた。平生 何気なく運転しているが一瞬で相手・自分の人生が変わってしまうことを忘れている。今回のパネル展を期に、又自動車部品を扱っている会社の一員として、交通事故は絶対に起こしてはいけない！！と強く思った

**繰り返さないで
交通事故の悲劇**

伊達 遺族らの思いパネルに

【伊達】交通事故の悲惨さを伝える「いのちのパネル展」が、市内松ヶ枝町の歴史の杜カルチャーセンターで開かれている。事故で亡くなった人の家族や後遺症に苦しむ被害者25人の手記などを記したパネルが並ぶ。「北海道交通事故被害者の会」（札幌）の小野茂副代表（64）が2003年から始め、昨年は道内25カ所、194日間展示した。

「おとうさんがいたら、そんな事を考えながら日々、暮らしています。人間は自分に降りかかって初めて悲しみや苦しみを知る。パネルには亡くなった人の写真と共に、残された家族らの心情がうつられ、命の大切さを訴えている。」

自身も14年前に息子と交通事故で亡くなった小野副代表は「便利の裏には危険があるかわかってほしい。8月2日まで。午前9時から午後10時（最終日は午後3時まで）。無料。」

（文基祐）

伊達カルチャー センター 7/28～8/3

北海道新聞
2013年7月30日

久しぶりの体験講話

北斗市 福澤 きよ子

昨年からまた何度か講話の機会を与えられ、みんなの前で子どもの話をさせてもらっています。話す内容は、数年前と変わりません。命を奪われた子どもたちの親にとっては変わるわけもないのです。一人に一つの命、その命にどれだけの血のつながりがあるのか。身内でなければわかってもらえない悲しさ、苦しさを、どう伝えれば良いのかわからないままですが、ただただ気持ちを話させてもらっています。

あの日、平成6年7月1日の朝7時45分、二人の子の命、夢、希望、未来…、全て奪われ、無くなりました。毎年7月1日の命日が近くなると、悲しくて、さみしくて、苦しくて、色々な思いで一杯になります。加害者がてんかん発作を起こさなければ事故は起きなかったと思い、また、加害者は子どもの命を二つ奪ったことすらわからないまま今も生きており、子どもたちに手を合わせることをしていない奴だと思い。その度に苦しくなるのです。

近頃、携帯片手に運転したり、膝の上に子どもを抱いて運転している親、信号無視の車などを見かけます。子どもたちは交通ルールを守り、事故にあわないようにと一生懸命頑張っているのに、大人は何をしているのでしょうか。悲しくなります。悲劇の起きない社会をと願います。

北海道新聞 2013年7月10日

「事故を思うと今も涙」

双子の娘が輪禍で死亡 福沢さん講演

知内中

【知内】「命の大切さを学ぶ教室」が知内中（海野厚二校長）で行われ、1994年に交通事故で双子の娘を亡くした北斗市の福沢きよ子さん（63）が「二つの命」と題して講演した。

木古内署と道警函館方面本部などが5日に開き、全校生徒約110人が講演に耳を傾けた。

福沢さんの双子の娘は当時11歳。2人は登校途中、暴走したトラックにはねられ死亡した。福沢さんは「事故つらかった。月日が流れた今でも、事故を思い出すと涙が止まらない」と話した。

公の場所で話すのは、悲劇を繰り返さないよう訴えることが「被害者の遺族として重要」だからとし、生徒たちに「命があることに感謝しながら、日々の生活を送ってほしい」と呼び掛けた。

講演後、生徒を代表し、3年生の島野蘭々さんが「親からもらった命を大切にしようと思います」と福沢さんに感謝の言葉を述べた。

（菊池圭祐）

会の日誌

2013.4.6. ~8.15.



《会合など》

4/10、5/8、6/12、7/10 世話人会・例会
 4/12 会報41号発送 5/11 定期総会、会員交流会
 6/27 道警と意見交換会 7/23 道知事宛要望書提出
 8/12 関係各省宛要望書提出

《訴えの活動》

◆ 4/23 追分高校 7/3 札幌市立新川中学
 7/8 札幌市立白石中学 7/12 当別高校
 7/25 札幌市立南ヶ丘中学 (白倉)
 ◆ 4/24 奈井江商業高校 4/25 北広島市立緑陽中
 4/26 札幌北陵高校 5/10 美唄尚栄高校 5/15 富良野高校
 5/16 札幌西陵高校 5/17 千歳高校定時制 6/6 倶知安農業高校 6/26 北海少年院 7/2 月形学園
 7/4 札幌白陵高校 7/5 札幌市立稲陵中学 7/8 小樽工業高校
 7/12 札幌市立丘珠中学 7/22 札幌市立羊ヶ丘中学 7/23 登別市立鷺別中
 8/15 司法修習生への講話 (前田)
 ◆ 4/25 紋別高校 5/1 千歳北陽高校 5/28 芽室高校
 6/12 石狩市立樽川中学 7/2 東海第四中等部 7/10 札幌市立中の島中学
 7/19 札幌市立石山中学 7/22 旭川市立向陽中学 7/24 伊達高校
 7/25 苫小牧市立明倫中学 (高石)
 ◆ 7/5 知内町立知内中学 (福澤)
 ■ 処分者講習での講師
 4/25 荻野 5/24 前田 6/9 荻野 7/26 前田

《いのちのパネル展》

① 4/7~14 北広島駅 ② 4/15~21 白石区民センター ③ 5/12~18 厚別区民センター
 ④ 5/19~25 豊平区民センター ⑤ プライムアースEVエナジー（静岡、愛知、宮城）⑥ 6/17~21 北海道大学
 ⑦ 6/24~28 北海道教育大札幌校 ⑧ 7/4~6 札幌北陵高校
 ⑨ 7/8~12 札幌学院大学 ⑩ 7/13~19 西区民センター
 ⑪ 7/20~26 東区民センター ⑫ 7/23~8/3 伊達カルチャーセンター

※写真は北広島駅 4/7



《是非ご参加下さい》

世界道路交通犠牲者の日 北海道フォーラム
 「交通死傷ゼロへの提言」

■ 11月17日（日）13:15~15:45

■ 「かでる2・7」（北2西7）520研修室

WHO（世界保健機関）が提唱した「世界道路交通犠牲者の日」（11月第3日曜）に連帯し開催します。当日は、①ゼロへの願い（被害者の声）②ゼロへの提言 ③ゼロへの誓いの3部構成です。（入場無料）